

下記の通り、童夢ガーデン柏の小規模保育事業所整備に伴う内装工事の指名競争入札を実施します。

1. 事業者

施主名 合資会社ライフコミュニケーション
郵便番号 〒261-7102
住所 千葉県千葉市美浜区中瀬2丁目6番1号
電話 043-312-6310
代表者 代表社員 佐々木豊

2. 設計監理

設計監理者 株式会社ライフコミュニケーション 岩瀬英一郎
郵便番号 〒260-0023
住所 千葉県千葉市美浜区中瀬1丁目7番1号
電話 043-213-6911
F A X 043-213-6091

3. 工事名称

工事名 童夢ガーデン柏の小規模保育事業所整備に伴う内装工事

4. 工事場所

住所 千葉県柏市柏4丁目10番 パークホームズ 柏 タワーレジデンス 1階

5. 工事概要

用途	保育所
工事種別	内装仕上工事
構造及び棟数	鉄筋コンクリート（一部鉄骨）造・1棟
敷地面積	3,430.40㎡
延床面積	15,977.71㎡
工事内容	内装工事

6. 工事範囲

設計図書による。

7. 別途工事

設計図書による。

8. 支給建材機器

なし

9. 工期

着工 令和3年11月1日（月）
竣工 令和4年1月31日（月）

10. 支払条件

令和4年3月下旬 契約金額の100%

11. 設計図書（表紙、図面リストを含む）

童夢ガーデン柏校平面図	1枚
童夢ガーデン柏校展開図	3枚
童夢ガーデン柏校天井伏図	1枚
童夢ガーデン柏校仕上げ表	1枚
童夢ガーデン柏校 厨房平面図	1枚
童夢ガーデン柏校 厨房リスト表	1枚

12. 現場説明会

開催しない。

13. 設計図書の配布

参加者へ電子メールにて配布する。

入札関連書類が到着次第電子メールを当入札説明書、項目21. の問合せ先まで連絡すること

14. 入札辞退届並びに質疑書の提出

(1) 入札辞退届の提出期限

ア 期限	令和3年10月6日(水) 17時まで
イ 方法	電子メール、その後原本を郵送
ウ 提出先	合資会社ライフコミュニケーション 本部
エ アドレス	masaya@littlegarden-inter.com
オ 郵送先	〒261-0023 千葉県千葉市美浜区中瀬1-7-1 住友ケミカルエンジニアリングセンタービル17階

(2) 質疑の提出

ア 期限	令和3年10月5日(火) 17時まで
イ 方法	電子メール
ウ 提出先	合資会社ライフコミュニケーション 本部
エ 電子メール	masaya@littlegarden-inter.com

(3) 質疑回答

ア 期限	令和3年10月6日(水)17時
イ 方法	電子メールにて

15. 入札に関する事項

(1) 予定価格の入札後の公表
あり

(2) 最低制限価格の設定
なし

(3) 入札保証金・契約保証金
免除とする。

ただし、落札者において正当な理由がなく期限までに契約を締結しないときは、落札金額の100分の10に相当する額の違約金を徴収できるものとする。

(4) 入札日時
令和3年10月8日(金) 午後1時00分

- (5) 入札場所
場 所 合資会社ライフコミュニケーション 本部 会議室
住 所 千葉県千葉市美浜区中瀬1-7-1
住友ケミカルエンジニアリングセンタービル17
電 話 043-312-6310

16. 入札書記載金額

- (1) 入札書に記載する金額は契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額(税抜)とする。
(2) 契約価格は当該金額に 100 分の 110 を乗じた金額とする。

17. 請負業者の決定方法

- 入札書の提出による。
その他、別添『入札参加心得』による。

18. 契約に関する事項

- 民間(旧四会)連合協定工事請負契約及び約款を基に落札者と契約する。

19. 官庁その他への手続き

- 建築確認申請を除く工事に必要な諸官庁への手続き(仮使用承認申請等を含む)は、一切請負業者の負担で行う。

20. 工事について

- (1) 近隣への配慮
請負業者は近隣の住居者及び所有者への保安に努め、振動騒音等には十分な対策を講じて工事を行うこと。もしこれらに関する注意及び苦情の申し出があった場合、請負業者において解決する。
(2) 工事用水、電力等
電力、水道、電話等の経費は、すべて請負業者の負担とする。

21. 入札・工事の内容についての問い合わせ

- 担 当 長谷川雅也
電 話 043-312-6310
F A X 043-305-4671
電子メール masaya@littlegarden-inter.com

入札参加心得

(公正な入札の確保)

- 第1条 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 条。以下「独占禁止法」という。）、刑法（明治 40 年法律第 45 号）及びその他関係法令に抵触する行為を行ってはならない。
- 2 入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。
 - 3 入札参加者は、指名の状況、入札参加意思その他適正な入札の執行に支障を及ぼすおそれのある情報について、入札前に情報交換してはならない。
 - 4 入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。

(指名の取消等)

- 第2条 指名競争入札の指名を受けた者が、次の各号のいずれかに該当することとなった場合、その旨を申し出るとともに、入札に参加することができない。
- (1) 入札に係る契約を締結する能力を有しない者であるとき。
 - (2) 破産者で復権を得ない者であるとき。

(入札)

- 第3条 入札参加者は、入札書に必要事項を記載し、記名押印の上、これを封書にして入札箱に投入しなければならない。
- 2 入札は、入札者が見積もった金額の 100/110 に相当する金額により行わなければならない。ただし、入札公告等において単価によるべきことを指示されたときは、その指示による。
 - 3 入札参加者が、代理人をして入札をさせようとするときは、代理人にその委任状を提出させなければならない。
 - 4 入札に参加する者の数が 1 人であるときは、入札を執行しないものとする。

(入札の辞退)

- 第4条 入札参加者は、入札書提出前に限り、下記の方法で入札の参加を辞退することができる。
- (1) 入札執行前であっても、指定の期日までに指定の提出方法にて入札辞退届を提出して行う。
 - (2) 入札執行中であっても、入札辞退届又はその旨を明記した入札書を、入札執行者に直接提出して行う。
- 2 入札を辞退した者は、これを理由として以降の指名等について不利益な取扱を受けるものではない。

(入札書の書換え等の禁止)

- 第5条 入札者は、いったん提出した入札書の撤回、書換え又は引換えをすることはできない。

(入札の取りやめ等)

第 6 条 入札参加者が第 2 条に抵触する疑いがあるなど、入札を公正に執行することができないと認められるときは、必要な調査を行った上で当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは入札を取りやめることがある。

- 2 入札参加者は、前項の規定により入札執行者が行う調査に協力しなければならない
- 3 天災、地変その他やむを得ない事由により入札の執行が困難なときは、その執行を延期し、又は取りやめることがある。

(開札)

第 7 条 開札は、入札終了後直ちに当該入札場所において、入札参加者を立ち合わせて行う。

(入札の無効)

第 8 条 次の各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

- (1) 入札に参加する資格のない者がした入札
- (2) 委任状を持参しない代理人のした入札
- (3) 郵便、電報、電話又はファクシミリにより提出した者がした入札
- (4) 不備な入札金額見積内訳書を提出した者がした入札
- (5) 談合その他不正行為があったと認められる入札
- (6) 入札後に辞退を申し出て、その申し出を入札執行者に受理された者がした入札
- (7) 次のいずれかに該当する入札をした者がした入札
 - ア 入札者の押印がないもの
 - イ 記載事項を訂正した場合においては、その箇所に押印がないもの
 - ウ 押印された印影が明らかでないもの
 - エ 記載すべき事項の記入のないもの、又は記入した事項が明らかでないもの
 - オ 代理人で委任状を提出しない者がしたもの
 - カ 他人の代理を兼ねた者がしたもの
 - キ 2 以上の入札書を提出した者がしたものの、又は 2 以上の者の代理をした者がしたもの
- (8) 前各号に定めるもののほか、指定した事項に反した者がした入札

(落札者の決定)

第 9 条 落札者は、予定価格の制限の範囲内で最低の価格の入札をした者とする。

- 2 落札者の決定がなされたときは、その場で当該入札者にその旨を発表する。

(くじによる落札者の決定)

第 10 条 落札とすべき同額の入札をした者が、二者以上いるときは、直ちに当該入札をした入札参加者にまず順位を決定するくじを引く順序を決めるくじを引かせ、その結果により順位を決定するくじを引かせ落札者を決定する。この場合、当該入札者は、くじを辞退することはできない。

- 2 前項の場合において、くじを引かない者があるときは、当該入札事務に関係のない者にくじを引かせるものとする。

(再度入札)

第 11 条 初度入札において落札者が無いときは、再度入札を行う。再度入札は、初度入札終了後直ちに当該入札場所において、入札参加者を立ち合わせて行う。

- 2 再度入札に参加できる者は、初度入札に参加したものとする。ただし、初度入札において無効の入札を行った者は、再度入札に参加することができない。
- 3 第 1 項の規定にかかわらず、再度入札に参加することができるものがないときは、再度入札を行わない。
- 4 再度入札は、1 回限りとする。

(不調時の取扱い)

- 第 12 条 再度入札によってもなお落札者がいないときは、最低入札者から契約の相手方を選定し、随意契約を締結することがある。
- 2 再度入札において無効の入札を行った者は、前項の規定による随意契約の相手となることができない。
 - 3 再度入札において、第 1 項の規定により随意契約の方法による契約の締結を行うときは、再度入札の開札結果の発表に引き続き、当該入札場所において直ちに、最低入札者（最低入札者から見積りを徴することができないときは、最低入札者の次に低い額を入札した者）から見積書を提出させ、見積金額が予定価格の範囲内で適正と認められたときは、当該見積りをした者を契約の相手方とする。ただし、最低入札価格と予定価格との差が大きいため、見積りを徴することが適当でないと認めるときは、この限りでない。
 - 4 前項の規定により契約の相手方を決定したときは、その旨を契約の相手方に通知する。

(契約書の提出)

- 第 13 条 落札者は、契約書に記名押印し落札決定日から 7 日以内に契約約款、設計図書及びその他契約に必要な書類を添付して、提出しなければならない。ただし、正当な理由により施主の承諾を得た場合は、この期間を延長することができる。
- 2 落札者が前項に規定する期間内に契約に応じないときは、落札の決定はその効力を失う。
 - 3 落札決定後、契約締結前までに落札者が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、契約を締結しないことがある。
 - (1) 落札者が、地方自治法施行例第 167 条の 4 の規定に該当するとき。（被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は除く。）
 - (2) 落札者が競争入札に参加する資格及び入札公告で示した資格を有しなくなったとき。
 - 4 落札者は、契約書以外の必要な書類等についても、落札決定日から 7 日以内に施主へ提出しなければならない。

(契約の確定)

- 第 14 条 契約は、施主及び落札者がともに契約書に記名押印したときに確定する。

(異議の申し立て)

- 第 15 条 入札をした者は、入札後、この心得、仕様書、図面、契約書及び現場等について不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

(入札参加の辞退勧告)

第 16 条 競争入札の参加者の指名を受けた者及びその使用人又は下請け業者が、当該入札が執行されるまでの間に、他の工事等で次の各号の一に該当し、指名停止等を受けた場合は、その入札について辞退勧告を行う。

- (1) 工事施工に当たり適正な管理を怠り、従業員又は他人を死傷させる事故のあったとき。
- (2) 公衆に多大な物的損害を与えたとき。
- (3) 広範囲にわたる公衆に損害を与え、社会的、経済的にその損害が大きいとき。
- (4) 出来型不足等の不良工事が確認されたとき。
- (5) 現場管理の不良による再三の指摘に応じないとき。
- (6) 工事の請負契約違反を再三指摘されたとき。
- (7) 工事施工に当たって、公害等を発生させたとき。
- (8) 業務に関し贈賄その他の不正行為により起訴されたとき、又は贈賄を行い相手方が収賄の罪で起訴されたとき。
- (9) 前号に掲げる者が時効により起訴されなかった場合でも、相手方が収賄の罪で起訴されたとき。
- (10) 業務に関し、贈賄その他の容疑で逮捕されたとき。
- (11) 経営不振等により不渡り手形を発行し、銀行取引が停止となったとき。
- (12) 従業員又は下請け業者に対し、賃金又は請負代金の不払いをしたとき。
- (13) 前各号に掲げる場合の他業務に関し、法令に違反する等建設業者として不相当と認められるとき。

(暴力団排除措置)

第 17 条 競争入札の参加者の指名を受けた者及びその使用人又は下請け業者（以下「指名業者等」という）が、次の各号のいずれかに該当する場合は、その入札について指名排除を行う。

- (1) 指名業者等の役員等（指名業者等が個人である場合にはその者を、指名業者等が法人その他の団体である場合にはその役員、その支店の代表者又は常時契約を締結する事務所、営業所その他これらに類するものの代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員であるとき又は暴力団若しくは暴力団員が指名業者等の経営に実質的に関与しているとき。
- (2) 指名業者等の役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- (3) 指名業者等の役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持・運営に協力し、又は関与しているとき。
- (4) 指名業者等の役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- (5) 指名業者等の役員等が、暴力団若しくは暴力団員であること又は上記の(1)から(4)に該当することを知りながら、これを不当に利用するなどしているとき。